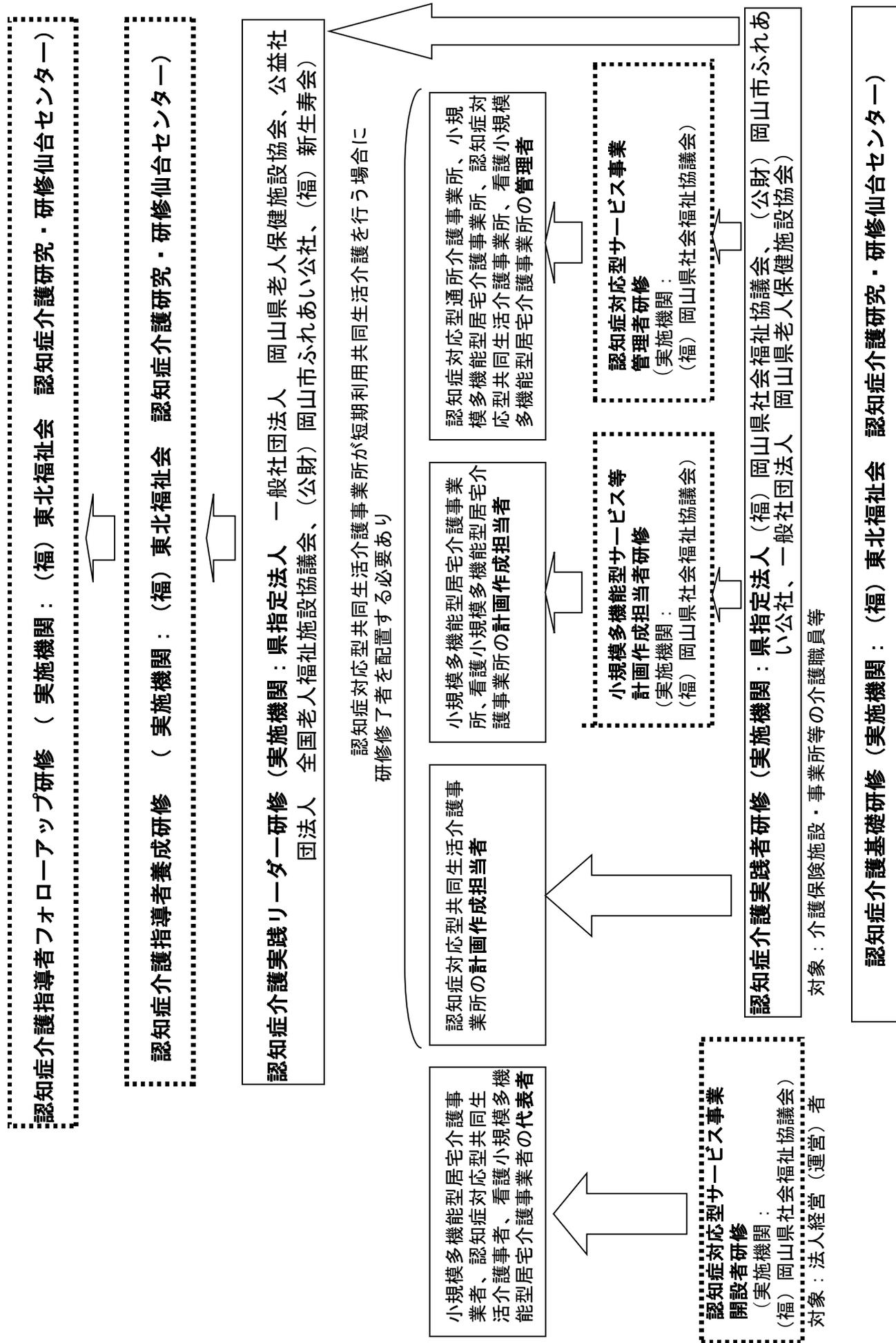


認知症介護研修体系



各研修について

1 認知症介護基礎研修

認知症介護に携わる者が、認知症の人や家族の視点を重視しながら、本人主体の介護を遂行する上で基礎的な知識・技術とそれを実践する際の考え方を身につけ、チームアプローチに参画する一員として基礎的なサービス提供を行うことができるようにする。

対象者：介護保険施設・事業者等が当該事業を行う事業所において、介護に直接携わる職員のうち医療・福祉関係の資格を有さない者等

標準カリキュラム：自学習(eラーニング)150分程度

2 認知症介護実践者研修

認知症についての理解のもと、本人主体の介護を行い、生活の質の向上を図るとともに、行動・心理症状(BPSD)を予防できるように認知症介護の理念、知識・技術を修得するとともに、地域の認知症ケアの質向上に関与することができるようになる。

対象者：介護保険施設・事業所等に従事する介護職員等であって、一定の知識、技術及び経験を有する者(原則として身体介護に関する基本的知識・技術を修得している者であって、概ね実務経験2年程度の者)

標準カリキュラム：講義・演習 24時間(1,440分)、実習：課題設定240分、職場実習4週間、実習のまとめ180分

3 認知症介護実践リーダー研修

事業所全体で認知症についての理解のもと、本人主体の介護を行い、生活の質の向上を図るとともに、行動・心理症状(BPSD)を予防できるチームケアを実施できる体制を構築するための知識・技術を修得すること及び地域の認知症施策の中で様々な役割を担うことができるようになる。

対象者：介護保険施設・事業所等に従事する介護職員等であって、一定以上の期間の実務経験を有し、かつ、認知症介護実践者研修の修了後一定の期間を経過している者(介護保険施設又は指定居宅サービス事業者及び指定地域密着型サービス事業者等において介護業務に概ね5年以上従事した経験を有している者であり、かつ、ケアチームのリーダー又はリーダーになることが予定される者であって、認知症介護実践者研修を修了し1年以上経過している者)

標準カリキュラム：講義・演習 31時間(1,860分)、実習：課題設定 240分、職場実習4週間、実習のまとめ420分

4 認知症介護指導者養成研修

認知症介護従事者が認知症についての理解のもと、本人主体の介護を行い、生活の質の向上を図るとともに、行動・心理症状(BPSD)を予防することができるよう、認知症介護基礎研修、認知症介護実践研修及び認知症介護実践リーダー研修を企画・立案し、講義、演習、実習の講師を担当することができる知識・技術を習得すること及び介護保険施設・事業者等における介護の質の改善について指導するとともに、自治体等における認知症施策の推進に寄与できるようにする。

対象者：実践リーダー研修を修了した者(H12通知に規定する専門課程等を修了した者を含む。)その他要件あり。

標準カリキュラム：講義・演習 112時間(うち30時間は職場におけるオンライン研修)、職場実習5週間(25日)、他施設・事業所実習 21時間

岡山市介護プロフェッショナルキャリア段位制度評価者講習支援補助金について【募集要領】

1 事業の概要

介護人材のレベルアップや定着を図り、岡山市内に所在する介護サービスを提供する事業所又は施設（以下「事業所」という。）における実践的なキャリアアップの仕組みの構築を支援するため、予算の範囲内において、岡山市介護プロフェッショナルキャリア段位制度評価者講習支援補助金（以下「補助金」という。）を、下記に掲げる事業所の運営者（以下「運営者」という。）に対して交付する。

◇補助事業者： 処遇改善加算の対象となるサービスを提供する市内の事業所の内、体制届の提出のあった「事業所」であり、かつ、国、県又は本市以外の団体から補助金等を得て同様の事業を行うことのできない「事業所」であること。

◇補助対象経費： 運営者が事業所の職員にアセッサー講習を受講させるために支出したアセッサー講習受講料とする。

※補助金の交付は、1事業所に対して1回限りとし、かつ当該交付に係るアセッサー講習人数は、1人を上限とする。

◇補助金額： アセッサー講習受講者（以下「受講者」という。）1人につき20,000円を上限に補助する。

2 補助の条件

以下の要件を満たす運営者に対し、負担しているアセッサー講習受講料を補助する。

- (1) 受講者が、申請する介護サービス事業所に、現に勤務していること。
- (2) アセッサー講習の受講料を事業所が全額負担していること。
- (3) 受講者がアセッサー講習を修了後、当該年度の3月31日までに、1人以上の被評価者について、内部評価を開始すること。

3 補助金の申請方法

アセッサー講習の受講を希望する事業所が一般社団法人シルバーサービス振興会（以下「振興会」という。）へ電子メールなどで申し込みを行い、講習の受講後、「岡山市介護プロフェッショナルキャリア段位制度評価者講習支援補助金交付申請書」（様式第1号）及び「岡山市介護プロフェッショナルキャリア段位制度評価者講習支援補助金実績報告書」（様式第1号-2）に必要事項を記入の上、必要な添付書類及び様式を添えて、岡山市事業者指導課へ持参又は郵送にて申請する。申請人は、運営者とする。

(郵送先) 岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課通所事業者係
〒700-0913 岡山市北区大供三丁目1番18号 KSB会館4階
TEL: 086-212-1013 FAX: 086-221-3010

(申請期限) 令和5年3月15日(水)(必着)

4 補助金交付までの流れ(再掲)

- (1) アセッサー講習申し込み(受講者→振興会)

受講を希望する事業所が、振興会の介護キャリア段位制度ホームページからアセッサー講習を申し込む。【申込書の送付(送信)・受講料の支払等】

講習申込受付：第1期：令和4年9月20日～10月4日

第2期：令和4年10月18日～11月18日

- (2) アセッサー講習の受講・完了
カリキュラムに沿ってアセッサー講習を受講。受講料の領収書の確保。修了証の交付を受ける。
- (3) 補助金の申請（運営者→岡山市） ※前項3のとおり
- (4) 補助金の交付決定及び確定の通知（岡山市→運営者）
岡山市から運営者に補助金交付予定額等を通知する。
「岡山市介護プロフェッショナルキャリア段位制度評価者講習支援補助金交付決定及び確定通知書」（様式第3号）を運営者に送付。
- (5) 補助金の交付請求書を提出（運営者→岡山市）
交付決定及び確定通知書を受理後、「岡山市介護プロフェッショナルキャリア段位制度評価者講習支援補助金交付請求書」（様式第4号）を事業者指導課に速やかに提出。
- (6) 補助金の振込（岡山市→運営者）
予算の範囲内において、補助条件を満たしていると認められる運営者に対して、指定する口座に補助金を振り込む。
- (7) 内部評価開始届（受講者→振興会）
アセッサー講習を修了（合格）後、当該年度の3月31日までに、被評価者の選定・被評価者への説明・スケジュール調整・目標設定等を行い、振興会へ内部評価開始の届出を行う。
※振興会から内部評価開始届出受理の連絡メールが届いたら、事業者指導課に速やかに提出すること。

5 注意事項

- (1) 岡山県からの要請により、補助対象となったアセッサー受講者の氏名を同県へ提示することがある。
- (2) 補助金の交付後、虚偽の申請・報告等、不正な手続き等により補助金を受領した場合には、「岡山市補助金等交付規則」に基づき、同規則に規定の利息を付して、当該補助金の全額の返還を当該運営者に求める。



介護の実践スキル評価で介護職員のスキルアップ！
目指せ レベル認定！

介護プロフェッショナルキャリア段位制度

国で定めた全国共通の評価基準を活用して介護の実践スキルを評価し、
介護職員に対して実践スキルレベルに応じた認定を行う制度です。

レベル4

レベル3

レベル2



アセッサー（評価者）

介護職員がレベル認定を取得するためには、アセッサー講習を修了した別の介護職員による評価を受け、
取得を目指すレベルに応じた介護を実践できるという証明（評価の根拠）が必要となります。

介護プロフェッショナルキャリア段位制度では、介護現場で実践スキルを評価し、その評価結果と評価の
根拠を事務局に提出する方を「アセッサー」としています。

また、アセッサーの役割として

- ① 介護の実践スキルを公正に評価し、その評価の根拠を第三者に証明すること
- ② 「できていない」実践スキルに対してOJTを実施し、介護職員のスキルアップをはかることを担っていただき、介護職員のキャリアアップ支援を行っていただきます。

アセッサー講習のご案内

1. お申込み受付期間

令和4年10月18日（火）から11月18日（金）まで

※受講期間などの詳細は下記
ホームページをご参照下さい。

2. お申込み方法

インターネットによるお申込み
介護キャリア段位制度専用ホームページから
<https://careprofessional.org/careproweb/guidance>



介護キャリア段位

検索

3. 受講に関わる費用

23,230 円（税込）（受講料、講習指定テキスト代、取扱手数料を含む）

4. 講習内容

- (1) テキストによる自主学習
- (2) オンライン学習
- (3) トライアル評価による学習
- (4) 確認テストの受験

テキスト

eラーニング



【お問い合わせ先】 一般社団法人シルバーサービス振興会 キャリア段位事業部

TEL : 03-3862-8061 (平日 10:00~12:00、13:00~18:00)

URL : <https://careprofessional.org/>

介護サービス事業所・介護保険施設 御中

岡山市保健福祉局高齢福祉部 事業者指導課長

事業所対応向上講師派遣事業の利用について（ご案内）

平素から、本市の介護保険行政にご協力とご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では介護人材の育成と定着に取り組んでおり、事業所の困難事例への対応力強化や事務効率化を支援するため、本年度も事業所対応向上講師派遣事業を実施いたします。

つきましては、下記をご参照の上、本事業を積極的にご活用いただきますよう、ご案内いたします。

記

1 事業要領

(1) 申込方法

派遣を希望される事業所は、別添の「事業所対応向上講師派遣事業申込票」へご記入の上、下記の担当課まで郵送・ファクス・Eメールによりお申し込みください。

相談内容により、講師を選定の上、日程調整を行い、派遣します。

今年度は現地派遣に加え、Zoom（Web会議）による相談も行います。

(2) 派遣回数等

派遣は1日1回、2時間程度とし、1つの事例について原則として2回までとします。

(3) 募集期間

令和5年2月末までとし、予定の派遣件数に到達した場合は、年度途中でも事業を終了することがあります。

(4) 費用、その他

相談料は無料です。その他、詳細については、担当課へお尋ねください。

2 懸案や困難事例の具体例

- ・利用者の尊厳を守るための身体拘束を行わないケア
- ・共同生活になじみにくい入所者や利用者への対応
- ・介護保険施設やグループホーム等での効果的なケアマネジメントの実践
- ・本人要因と家族要因が重複し、支援計画を立てにくい
- ・効率的な勤務計画と事務分担

※利用者・家族からの苦情対応、損害賠償、経理に関する事例などは対象外とし、相談内容に対応可能かどうか、事前に協議させていただきます。

3 派遣予定講師【順不同／敬称・役職省略】

一般社団法人岡山県介護支援専門員協会から推薦

堀部 徹	田中 郁子	栗井 太子	草野 貴史
秋山 尚子	小南 静香	二宮 崇	坂本 綾子

※ご依頼の懸案事例により、同協会と協議・相談の上、上記の講師の中から派遣することになります。

4 担 当

岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課 訪問居宅事業者係
〒700-0913 岡山市北区大供三丁目1番18号 KSB会館4階
電話：086-212-1012 F A X：086-221-3010
E-mail 事業者指導課宛 ji2_shidou@city.okayama.lg.jp

事業所対応向上講師派遣事業申込票

年 月 日

事業所名及びサービス種別				
所在地	〒			
担当者名				
連絡先	TEL		FAX	
	E-mail			
事例の内容 (できるだけ具体的に)				
講師派遣希望日	第1希望			
	第2希望			
	第3希望			
派遣形態	現地派遣 ・ Zoom活用 (どちらかに○印をお願いします。)			
※講師				

事業所対応向上講師派遣事業報告書

NO.

年 月 日

事業所名及びサービス種別				
所在地	〒			
担当者名				
連絡先	TEL		FAX	
	E-mail			
対応状況	・ 訪問日時 月 日 () 時 分 ~ 時 分 ・ 援助内容			
	継続 ・ 完結			
講師名				

「岡山市地域医療介護総合確保基金事業費補助金」について

日頃より、本市の介護保険制度の推進につきまして、ご理解とご協力をいただき、感謝いたしております。

さて、本課では、令和5年度中に「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」及び「看護小規模多機能型居宅介護事業所」（以下「対象事業所」という。）を開設するための経費を主対象とする「岡山市地域医療介護総合確保基金事業費補助金」について、募集を行います。

つきましては、募集要項の準備でき次第、メールでご案内いたしますので、要件をご確認の上、対象事業所の開設に当たっては、その活用についてご検討をお願いいたします。

<補助事業の概要>

1. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

○「整備助成補助金」

- ・対象経費 整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（要件あり）

○「開設準備経費等支援補助金」

- ・対象経費事業所の円滑な開所に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。（要件あり）

2. 看護小規模多機能型居宅介護事業所

○「整備助成補助金」

- ・対象経費 整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（要件あり）

○「開設準備経費等支援補助金」

- ・対象経費 事業所の円滑な開所に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。（要件あり）

問い合わせ先 岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課 訪問居宅事業者係 電話 086-212-1012 通所事業者係 電話 086-212-1013

岡山市介護保険事故報告事務取扱要綱

平成25年12月17日決定

(趣旨)

- 1 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づくサービスの提供中に事故が発生した場合における事業者及び施設（以下「事業者等」という。）からの本市への報告は、この要綱の定めるところによるものとする。

(適用)

- 2 この要綱は、介護保険法に基づくサービスを提供する事業者等であって、その事業所の所在地が本市であるもの及びその事業所の所在地が本市以外であって、利用者の保険者が本市であるものについて適用する。

(報告先)

- 3 報告先は、別表介護保険事故報告先に定める事業所の所在地に応じた保健福祉局所管課（以下「所管課」という。）とする。

(報告対象事故の範囲)

- 4 事業者等が所管課に報告する必要がある事故は、次のとおりとし、事業者等又は利用者の過失の有無は問わない。

(1) 次に掲げるサービス提供中の利用者に係る事故

ア 死亡事故 事故による死亡及び自殺。病気による死亡等は報告の対象外とする。

ただし、死因等に疑義が生じる可能性があるとき等、トラブルになるおそれのある場合は報告の対象とする。

イ 負傷事故、誤嚥事故及び異食事故 通院入院を問わず医師の診察を受けた事故(施設サービスの場合は、配置医師(嘱託医師)の診察を含み、診療報酬の発生の有無を問わない)

ウ 誤薬事故 違う薬の与薬、時間又は量の誤り及び与薬もれ等の事故。施設内又は外部の医療機関の医師の判断に基づく指示を受けた場合は、その内容を併せて報告するものとする。

エ 失踪事故 利用者の所在が不明となり、事業所、施設等の敷地内を探したが見つからない事故(警察への通報の有無を問わない)。事業所、施設等の敷地内で捜索開始後すぐに見つかった場合は報告の対象外とする。

オ 交通事故 送迎中、通院介助中若しくは外出介助中の車両に利用者が乗車していたときの事故又は利用者が屋外で車両等と接触した事故

(注)「サービス提供中」とは、送迎、通院、外出介護を含むサービスを提供している時間すべてをいう。

(2) 施設、事業所における感染防止の観点から対策が必要な疾患であって、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に定める感染症、食中毒又は疥癬の発生が認められた事故

(3) 介護サービスに関わる従業者等の不祥事（利用者の保有する金品の横領・窃盗・損壊・焼失、個人情報等の紛失・流出等をいう）、高齢者の虐待若しくはそれが疑われる事例、外部者の犯罪、火災・震災・風水害等の災害等が発生した場合で、利用者の処遇に影響のある事故

- (4) その他利用者又は家族から苦情が出ている場合等所管課が報告する必要があると認める事故
(第1報)
- 5 事業者等は、報告対象となる事故等が発生した場合、別添の報告書様式内の1から6の項目について可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内に第1報を報告するものとする。
(途中経過)
- 6 事業者等は、状況の変化等必要に応じて、追加の報告を行い、事故の原因分析や再発防止策については、作成次第報告するものとする。
(最終報告)
- 7 事業者等は、事故処理が完了した時点で、最終報告書を提出するものとする。
(資料の提出)
- 8 事業者等は、所管課から求められた資料を提出するものとする。
(死亡報告)
- 9 利用者が、事故による負傷等が原因で、後日死亡した場合は、事業者は速やかに報告書(様式任意)を提出するものとする。
(所管課の対応)
- 10 所管課は、報告を受けた場合は、必要に応じて事業者への調査及び指導を行い、利用者に対して事実確認を行う。
- 11 所管課は、事故報告を取りまとめ、必要に応じて事業者への調査及び指導を行うこと等により事故防止を徹底するものとする。
- 12 所管課は、事業者が条例又は指定基準等の法令に違反し、次の各号のいずれかに該当するときは、事業所名及び事故内容について公表することができるものとする。
- (1) 事業者が事故発生を隠匿していた場合
(2) 事業者が事故の再発防止策に取り組まない場合
(3) その他利用者保護のため、所管課が必要と認めた場合

附 則

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

別表

介護保険事故報告先

事業所の所在地	保険者	保健福祉局所管課
岡山市内	岡山市・岡山市以外	事業者指導課
岡山市外	岡山市	介護保険課

事故報告書 (事業者→岡山市)

※第1報は、少なくとも1から6までについては可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に提出すること
 ※選択肢については該当する項目をチェックし、該当する項目が複数ある場合は全て選択すること

第1報 第 _____ 報 最終報告

提出日：西暦 年 月 日

1事故 状況	事故状況の程度	<input type="checkbox"/> 受診(外来・往診)、自施設で応急処置 <input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> その他 ()										
	死亡に至った場合 死亡年月日	西暦		年		月		日				
2 事 業 所 の 概 要	法人名											
	事業所(施設)名								事業所番号			
	サービス種別											
	所在地											
3 対 象 者	氏名・年齢・性別	氏名				年齢			性別：	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性		
	サービス提供開始日	西暦		年		月		日	保険者			
	住所	<input type="checkbox"/> 事業所所在地と同じ <input type="checkbox"/> その他 ()										
	身体状況	要介護度		<input type="checkbox"/> 要支援1 <input type="checkbox"/> 要支援2 <input type="checkbox"/> 要介護1 <input type="checkbox"/> 要介護2 <input type="checkbox"/> 要介護3 <input type="checkbox"/> 要介護4 <input type="checkbox"/> 要介護5 <input type="checkbox"/> 自立								
	認知症高齢者 日常生活自立度		<input type="checkbox"/> I <input type="checkbox"/> II a <input type="checkbox"/> II b <input type="checkbox"/> III a <input type="checkbox"/> III b <input type="checkbox"/> IV <input type="checkbox"/> M									
4 事 故 の 概 要	発生日時	西暦		年		月		日		時		分頃(24時間表記)
	発生場所	<input type="checkbox"/> 居室(個室) <input type="checkbox"/> 居室(多床室) <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 廊下 <input type="checkbox"/> 食堂等共用部 <input type="checkbox"/> 浴室・脱衣室 <input type="checkbox"/> 機能訓練室 <input type="checkbox"/> 施設敷地内の建物外 <input type="checkbox"/> 敷地外 <input type="checkbox"/> その他 ()										
	事故の種別	<input type="checkbox"/> 転倒 <input type="checkbox"/> 異食 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 転落 <input type="checkbox"/> 誤薬、与薬もれ等 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 誤嚥・窒息 <input type="checkbox"/> 医療処置関連(チューブ抜去等)										
	発生時状況、事故内容の詳細											
	その他 特記すべき事項											
5 事 故 発 生 時 の 対 応	発生時の対応											
	受診方法	<input type="checkbox"/> 施設内の医師(配置医含む)が対応 <input type="checkbox"/> 受診(外来・往診) <input type="checkbox"/> 救急搬送 <input type="checkbox"/> その他 ()										
	受診先	医療機関名						連絡先(電話番号)				
	診断名											
	診断内容	<input type="checkbox"/> 切傷・擦過傷 <input type="checkbox"/> 打撲・捻挫・脱臼 <input type="checkbox"/> 骨折(部位：) <input type="checkbox"/> その他 ()										
検査、処置等の概要												

6 事 故 発 生 後 の 状 況	利用者の状況								
	家族等への報告	報告した家族等の 続柄	<input type="checkbox"/> 配偶者		<input type="checkbox"/> 子、子の配偶者		<input type="checkbox"/> その他 ()		
		報告年月日	西暦		年		月		日
	連絡した関係機関 (連絡した場合のみ)	<input type="checkbox"/> 他の自治体 自治体名 ()		<input type="checkbox"/> 警察 警察署名 ()		<input type="checkbox"/> その他 名称 ()			
本人、家族、関係先等 への追加対応予定									
7 事故の原因分析 (本人要因、職員要因、環境要因の分析)	(できるだけ具体的に記載すること)								
8 再発防止策 (手順変更、環境変更、その他の対応、 再発防止策の評価時期および結果等)	(できるだけ具体的に記載すること)								
9 その他 特記すべき事項									

介護現場における感染対策の手引き等について

- 社会福祉施設等が提供する各種サービスは、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要。
- 今般、新型コロナウイルス感染症に限らず、介護現場で必要な感染症の知識や対応方法など、介護現場における感染対策力の向上を目的に、「介護現場における感染対策の手引き（第1版）（令和2年10月1日付け）」等を作成。その後、新型コロナウイルス感染症に係る動向や令和3年度介護報酬改定事項等その他所要の見直しを行い、令和3年3月に第2版を公表。
- 介護職員の方においては、日常のケアを行う上での必要な感染対策の知識や手技の習得のための手引きとして、介護施設・事業所の施設長・管理者の方においては、その役割と感染管理体制の構築のための手引きとして活用が可能。

こちらのリンクから
閲覧できます！

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

(第2版として令和3年3月9日時点の取りまとめ。今後、感染症の流行や検査・治療の変化に応じて見直し予定)

介護現場における感染対策の手引き【第2版】

❖ ポイント

- 介護職員等が、感染症の重症化リスクが高い高齢者等に対して介護保険サービスを安全かつ継続的に提供するため、さらには職員自身の健康を守るため、感染対策の知識を習得して実践できるように、
 - ✓ 着実な感染対策を実践できるよう基礎的な情報から、
 - ✓ 感染症発生時に必要な基礎的な情報から
- 感染管理体制を整備するために必要な基礎的な情報から
- 感染管理体制の在り方および感染症発生時の対応等について掲載

❖ 主な内容

- ・ 感染症の基礎知識
- ・ 日頃からの感染対策と感染症発生時の対応
- ・ 新型コロナウイルス感染症への対応
- ・ 各種感染症における対応 等

「第1章総論」「第2章新型コロナウイルス感染症」「第3章感染症各論」
「第4章参考」の4部構成



介護職員のための感染対策マニュアル 感染対策普及リーフレット

マニュアル

手引きの概要版として、介護職員向けにポイントを掲載
(施設系・通所系・訪問系ごとで作成)

リーフレット

手洗いや排泄物・嘔吐物処理の手順等をわかりやすく掲載
「見てください！」ができるように、ポスターとしても利用可能

介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ

事務連絡等更新状況

- [PDF \(令和5年1月31日\) 介護現場における感染対策の手引き \(第2版\) \[PDF形式: 11.8MB\]](#)
- [PDF \(令和5年2月2日\) 「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」を一部改訂しました \[PDF形式: 3.4MB\]](#)
- [PDF \(令和3年8月18日\) 「介護現場における感染対策の手引き \(第2版\)」を一部改訂しました \[PDF形式: 13.1MB\]](#)
- [\(令和3年3月24日\) 新型コロナウイルス感染症に対応する介護施設等の職員のためのサポートガイド等について](#)
- [\(令和3年3月22日\) 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて \(第19報\)](#)
- [\(令和3年3月9日\) 介護現場における感染対策の手引き \(第2版\) 等について](#)
- [\(令和3年3月9日\) 介護施設・事業所等における新型コロナウイルス感染症対応等に係る事例の共有について](#)
- [\(令和3年3月5日\) 退院患者の介護施設における適切な受入等について \(一部改正\)](#)

介護事業所等向けの情報



感染拡大防止に関する事項

[施設内での具体的な行動基準について](#)
[介護老人保健施設等でやむを得ず一時的に入所継続を行う場合の留意事項について](#)
[感染発生時に備えた応援体制構築や施設における事前準備について](#)
[施設内感染対策のための自主点検のポイント等について](#)
[施設における自主点検の実施状況について](#)
[病床ひっ迫時における高齢者施設での施設内感染発生時の留意点等について](#)
[介護職員にもわかりやすい感染対策の動画をまとめたページはこちら](#)
[介護保険サービス向けの感染対策研修はこちら](#)
[自治体における取組紹介はこちら](#)
[その他、感染拡大防止に関する事務連絡はこちら](#)



人員、運営基準等の臨時的な取扱いや衛生用品の確保に関する事項

[人員基準等の臨時的な取扱いについて整理したページ](#)
[通所系サービスの報酬の取扱いについて](#)
[その他、人員、施設・設備及び運営基準等の臨時的な取扱いに関する事務連絡はこちら](#)
[介護施設への布製マスクの配布希望の申出等について](#)
[衛生・防護用品の都道府県等における備蓄や体制整備について](#)
[その他、衛生用品の確保に関する事務連絡はこちら](#)



介護施設等の職員のためのサポートガイドなど

[PDF 新型コロナウイルス感染症に対応する介護施設等の職員のためのサポートガイド \[PDF形式: 2.6MB\]](#)

[PDF リーフレット \[PDF形式: 927KB\]](#)

[【基礎編】\(前編\) 新型コロナウイルス感染症に対応する介護施設等の職員のためのサポートガイド](#)
[【事例編】\(後編\) 新型コロナウイルス感染症に対応する介護施設等の職員のためのサポートガイド](#)

介護施設・事業所における業務継続ガイドライン

BCPに関するひな形・研修動画等はこちら

[PDF 新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン \[PDF形式: 3.4MB\]](#)

[PDF 自然災害発生時の業務継続ガイドライン \[PDF形式: 8.7MB\]](#)

[ツール集・ひな形](#)
[研修動画](#)
[令和4年度BCP策定研修のお知らせ](#)
[令和4年度BCP策定研修 \(二次募集\)のお知らせ](#)



通いの場等に関する事項

[「地域がいきいき 集まろう! 通いの場」特設Webサイト](#)
[「介護発!! 地域づくり動画」](#)
[通いの場などの取組を実施するための留意事項](#)
[外出自粛時の認知症カフェ継続に向けた手引 \(認知症カフェ運営者向け\)](#)
[外出自粛時の認知症カフェ継続に向けた手引 \(認知症カフェ参加者 \(本人・家族\) 向け\)](#)



介護現場における感染対策の手引きなど

[PDF 介護現場における感染対策の手引き \[PDF形式: 11.8MB\]](#)

[PDF 介護職員のための感染対策マニュアル \(施設系\) \[PDF形式: 4.2MB\]](#)

[PDF 介護職員のための感染対策マニュアル \(通所系\) \[PDF形式: 4.7MB\]](#)

[PDF 介護職員のための感染対策マニュアル \(訪問系\) \[PDF形式: 3.5MB\]](#)

[PDF 感染対策普及リーフレット \[PDF形式: 2.6MB\]](#)

介護サービス情報の公表制度

1 介護サービス情報の公表制度の概要

介護サービス情報の公表制度は、介護保険法に基づき、介護サービスを利用しようとする者等が介護サービス事業所を主体的かつ適切に選択するための情報をインターネット等により提供する仕組みとして平成18年度から導入されました。

介護サービス事業所が国の管理するシステムに入力することにより、調査・公表事務を運営する市の審査・公表手続を経て、インターネットを通じて公表されることとなります。

調査事務及び公表事務は、平成30年度より政令指定都市に権限移譲されましたので、岡山市内の事業所については、岡山市で実施することとなりました。

*岡山県内で岡山市外に所在する事業所は、従前どおり岡山県で実施します。

2 令和4年度の運営の概要について

- (1) 新規事業所（一部のみなし事業所を除く。）は、「基本情報」のみを公表システムにより報告します。
- (2) 既存事業所（基準日（4月1日）前の一年間に提供したサービスの対価として支払いを受けた金額が100万円を超える事業所のみ）は、「基本情報」及び「運営情報」を公表システムにより報告します。
- (3) 新規及び既存事業所は、「市独自項目」及び「事業所の特色」を任意で公表することができます。
- (4) 市が定める指針に基づき、必要に応じて調査を実施します。
- (5) 令和4年度の具体的な事業運営については、令和4年度「公表計画」を定め、岡山市のホームページ上で公開しています。

		令和4年度
公表内容	必須項目	基本情報 運営情報<既存事業所は必須項目・新規事業所は任意項目>
	任意項目	市独自項目 事業所の特色
調査		調査指針に基づき知事が必要と認める場合に実施
手数料		負担なし
公表サーバー		国が一元管理するサーバーで公表
実施機関		岡山市が直接実施（事業者指導課）

3 その他

事業所向け操作マニュアル及び報告サブシステム（事業所向け）URL等介護サービス情報に関することは、下記に掲載されています。

岡山県保健福祉部保健福祉課指導監査室HP

< 3 介護サービス事業者関係 ⇒ 8 介護サービス情報の公表制度 >
「介護サービス情報の公表」について

<https://www.pref.okayama.jp/page/571279.html>

岡山市のホームページへも今後掲載していきます。

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000008015.html>

岡山市「介護サービス情報の公表」制度の仕組み

介護サービスを利用しようとする者等が介護サービス事業者を主体的に選択できるように、その判断に資するための「介護サービス情報」を、比較検討が可能な形でインターネットを通じて提供する仕組み

岡山市

令和4年度公表計画の策定 & 調査指針の策定

①

通知

介護サービス事業者

★介護サービス情報★

介護サービスの内容及び運営状況に関する情報であって、要介護者等が適切かつ円滑に介護サービスを利用することができる機会を確保するために公表されることが必要なもの

—基本情報—

〈例〉

- ・事業所の職員体制
- ・床面積、機能訓練室等の設備
- ・利用料金・特別な料金
- ・サービス提供時間
- ・従業者に関する情報(従業者の資質向上に向けた取組状況(各種研修、キャリア段位制度の取組等) 等

—運営情報—

〈例〉

- ・介護サービスに関するマニュアルの有無・サービス提供内容の記録管理の有無・職員研修のガイドラインや実績の有無
- 身体拘束を廃止する取り組みの有無 等

—任意情報—

事業所の特色

サービスの内容、従業者・利用者の特色等に関する自由記述、画像等の掲載、雇用管理に係る情報(勤務時間、賃金体系、休暇制度、福利厚生、離職率 等)

市独自項目

- ・成年後見制度活用への配慮の状況
- ・人権擁護及び虐待の防止に関する従業者研修の実施状況
- ・非常災害時における避難又は救出に係る訓練等の実施状況

介護サービス情報公表システム

②事業者が報告

国が一元管理するシステムを活用して公表

岡山市が調査 ※

②事業者からの報告

- 1 原則、インターネットによる報告
- 2 1ができない場合は、調査表に記入後、岡山市へ提出

※調査指針に基づき調査を実施

岡山市(事業者指導課)

受 理

確 認

③市が公表

利用者又はその家族等

「介護サービス情報」に基づく比較検討を通じて、自ら主体的に介護サービス事業者を選択

介護ロボットを 無料で試してみませんか

今年度より貸出対象の介護ロボットが新しくなりました！
3か月間、無料でお使いいただけます！

試用
期間

【前期】令和4年7月～9月（3か月間）
【後期】11月～1月（3か月間）
※期間の約1か月前からお申込みを受け付けます
詳しい方法などはメールやHPでお知らせします

費用 無料

対象
施設

介護事業所全般

条件

所定の調査票提出
※介護ロボットの導入効果・課題などを検証するための
調査です

後期募集締め切り：10月14日（金）まで

申込方法 : FAXまたはメールで申請書を提出
申込先 : 岡山市事業者指導課 FAX : 086-221-3010
メール : ji-shicou@city.okayama.lg.jp

コミュニケーション

貸出上限
3台

TANO

自然に体が動き出す自立支援・キーショントレーニングシステム

「TANO」はコントローラーを持たずセンサーの前に立つだけで、体の動きや音声に反応して直感的に楽しめます。80種類以上のプログラムは、リハビリテーションやトレーニングだけではなく、レクリエーションとしてもご利用いただけます。リハビリテーションに適した体の動きを取り入れており、年齢に関係なく誰でも簡単にご利用できます。



マイクロメイト岡山株式会社

コミュニケーション

貸出上限
15台

comuoon(コミュニケーション)

話す側から聴こえの支援ができる全く新しいカタチの対話支援機器

「comuoon(コミュニケーション)」は目が聴こえにくい方が聞き取りやすいよう、マイクから入力された音を分解し、聞き取りやすいクリアな音へと変換する機器です。こもって聞き取りにくい音をクリアに変換し、特徴である卵形状のスピーカーから真っすぐクリアな音を届けるため、介護施設での高齢者や難聴者との対話やコミュニケーションの際にご利用できます。



東和薬品株式会社 岡山営業所

見守り

貸出上限
8台

ペイシエントウォッチャー プラス

赤外線カメラ・センサーによりバイタル、起床・離床を把握

「ペイシエントウォッチャープラス」は赤外線カメラやセンサーにより、バイタルや起床・離床を把握することのできる見守り機器です。訪室しなくても状況を把握できるようになり、介護者の負担軽減や利用者の睡眠の妨げを防ぎます。またプライバシーに配慮し、表示画質を3段階に分け落としたり、緊急時のみ表示するような設定も行えます。



株式会社アルコ・イーエックス

見守り

貸出上限
4セット

眠りSCAN

マットレスの下にセンサーを敷き、睡眠状態・起き上がり・離床・在床を把握

「眠りSCAN」は、ベッドに設置したセンサにより、体動（呼吸、心拍など）を測定し、睡眠状態を把握することにより、生活リズムの改善や健康状態の把握などに役立てられる機器です。センサで得られた入居者様の状態を、パソコンや携帯端末でリアルタイムに確認することができます（入眠状態、呼吸、心拍数、在離床）。貸出は5台1セットでの貸出となります。



西日本メディカルリンク株式会社

移乗支援

貸出上限
32台

ダーウィンハコベルデ

まるで衣服のようなアシストスーツ

「ダーウィンハコベルデ」は、移乗介助や体位変換、おむつ交換などの介助動作における前傾・中腰姿勢の維持や体幹を起こす動作を補助し、腰部にかかる負担を低減することで、腰痛を引き起こすリスクを減らします。重さは約800gと軽量化されています。



メディカルクラブ株式会社

お問い合わせ先

お申込みのご相談

岡山市 事業者指導課（申込先はこちら）

TEL : 086-212-1014

FAX : 086-221-3010

メール : ji-shidou@city.okayama.lg.jp

調査に関するご質問

岡山市 医療政策推進課 医療福祉戦略室

TEL : 086-803-1638

メール : iryou-s@city.okayama.lg.jp

令和2年1月28日

各介護保険施設

各介護保険サービス事業所 管理者 様

岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課長

メールアドレスの(新規)、(変更)又は(廃止)登録について

日頃から、介護保険制度の推進にご尽力いただき、厚くお礼を申し上げます。

岡山市では、平成31年4月1日から介護サービス運営に関する情報（市からの各種通知・緊急災害情報・研修開催案内等）を、Eメールで情報提供を実施しています。

***つきましては、メールアドレス等で(新規)、(変更)又は(廃止)があれば、早急に登録メールを送信してください。**

1 該当サービス

訪問居宅事業者係

- ・該当サービス

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、
居宅療養管理指導、福祉用具貸与、福祉用具購入、居宅介護支援・介護予防支援
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護

- ・送信先 **ji2_shidou@city.okayama.lg.jp**

通所事業者係

- ・該当サービス

通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、
看護小規模多機能型居宅介護、通所リハビリテーション

- ・送信先 **ji3_shidou@city.okayama.lg.jp**

施設係

- ・該当サービス

短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型共同生活介護、
地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉
施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院

- ・送信先 **ji-shidou@city.okayama.lg.jp**

2 以下の内容をメールで送信してください。

メール件名 サービス名 メールアドレスの登録(新規)、(変更)又は(廃止)

メール本文 1 事業所番号 10桁

2 事業所名称

3 サービス名

4 電話番号

5 担当者名

(注意)

- ・送信元のメールアドレスが登録されます。
- ・同一の事業所番号で、複数サービスを実施している場合でも、サービスごとに、それぞれメールを送信してください。
- ・予防と総合事業は、別々に登録する必要はありませんが、総合事業だけを実施している場合は、登録する必要があります。

3 登録確認

送信されたメールに対し、事業者指導課から登録確認のメールを返信します。

返信は1週間以内にします。返信がない場合はお手数ですが、メール送信先の担当係に お問い合わせください。

(問い合わせ先)

岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課

700-0913 岡山市大供三丁目1-18 KSB会館4階

Tel : 086-212-1012 (訪問居宅事業者係)

Tel : 086-212-1013 (通所事業者係)

Tel : 086-212-1014 (施設係)

令和4年度
生活保護法における
介護扶助について

岡山市保健福祉局障害・生活福祉部
生活保護・自立支援課

生活保護法における介護扶助について

1 生活保護とは

生活保護とは、病気や事故、その他の理由で、収入がなくなったり、少なくなったりしたとき、最低限度の生活ができるように、国が決めた基準にもとづいて、生活費や医療費などの不足分を援助し、一日も早く自分の力で生活できるように手助けをする制度です。生活保護の制度以外で利用できるもの（能力、資産、他の法律等による給付など）がある場合は、そちらを優先して受けていただく必要があります。

生活保護には、生活保護を受給している人（以下「被保護者」という。）に毎月支払われるもの（生活扶助等）や、各機関に直接支払われるもの（医療扶助等）などいくつかの種類があり、必要に応じて支給されます。各機関に直接支払われるものの一つに「**介護扶助**」があります。

2 被保護者における介護扶助の実施について

①第1号被保険者（65歳以上の被保護者）

介護保険の第1号被保険者として、介護保険サービス利用時の利用者負担分（1割）が、介護扶助費として国保連を通じて給付されます。

②第2号被保険者（40歳以上65歳未満の被保護者で、医療保険に加入している者）

特定16疾病により介護が必要と認定された場合は、介護保険の第2号被保険者として、介護保険サービス利用時の利用者負担分（1割）が、介護扶助として国保連を通じて給付されます。

③被保険者以外の者（40歳以上65歳未満の被保護者で、医療保険未加入の者）

介護保険の被保険者にはなれませんが、特定16疾病により介護が必要と認定された者（以下「生保単独者」という。）については、介護保険と同内容の介護サービスを生活保護法により受けることができます。この場合、介護サービスに係る費用の全額（10割）が、介護扶助として国保連を通じて給付されます。

なお、生保単独者については、介護保険の適用がなく全額生活保護で給付されることから、他の法律等による給付を優先して受けていただく必要があります、障害者総合支援法に基づく自立支援給付がこれにあたります。

区分	対象者	介護費用負担	
第1号被保険者	65歳以上の者 (生活保護受給者でも被保険者となります)	介護保険90% (9割)	介護扶助10% (1割)
第2号被保険者	40歳以上65歳未満の医療保険(社会保険)加入者※で、特定疾病により要介護(要支援)状態の者	介護保険90% (9割)	介護扶助10% (1割)
被保険者以外の者	40歳以上65歳未満の医療保険未加入者※で、特定疾病により要介護(要支援)状態の者	介護扶助100% (10割)	

※ 国民健康保険に加入していた場合は、生活保護受給者になることにより、国民健康保険の被保険者から除かれるため被保険者以外の者となります。

3 介護券について

被保護者からの介護扶助の申請に基づき、福祉事務所で介護扶助の決定を行います。

介護扶助の決定にはケアプラン等の写しが必要になります。

介護扶助が決定された場合は、福祉事務所から介護サービスの種類に応じて、介護券が発行されます。

介護券は暦月を単位として発行されますので、介護報酬の請求の際には、福祉事務所から送付した介護券を毎月必ず確認し、介護給付費明細書等に必要事項を正確に転記してください。

なお、被保護者であっても、年金等の収入がある方については自己負担が生じる場合があります。

自己負担額については、介護券の「本人支払額」の欄にてご確認いただくと共に、介護報酬の請求に際しては「公費分本人負担」の欄にその金額を記入のうえ、その額を差し引いた額を国保連あてにご請求ください。

4 生活保護法における指定介護機関の指定等

介護扶助の実施にあたっては、生活保護法の指定を受けた介護機関にこれを委託することにより行われます。(生活保護法第34条の2)。

平成26年7月1日以降、新たに介護機関を開設する事業者につきましては、介護保険法に基づく指定又は開設許可を受ければ、生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定を受けたものとみなされることになりました。

したがって、生活保護法のみなし指定を希望しない介護機関(地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く。)につきましては、生活保護法の指定を不要とする旨の申出書を、生活保護・自立支援課にご提出していただく必要があります。

また、平成26年7月1日より前に介護保険法に基づく指定又は開設許可を受けている介護機関で、現在生活保護法の指定を受けていない介護機関が新たに生活保護法による指定を希望する場合につきましては、新たに生活保護法における指定等の手続きが必要となります。

5 指定介護機関等の義務

(1) 介護担当義務

指定介護機関は、厚生労働大臣の定めるところ(指定介護機関介護担当規程)により、懇切丁寧に被保護者の介護を担当しなければならない。(生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第50条第1項)

(2) 介護の方針及び介護の報酬に関する義務

① 指定介護機関の介護の方針及び介護の報酬は、介護保険の介護の方針及び介護の報酬の例によること。

これによることが適当でないときの介護の方針及び介護の報酬は、厚生労働大臣の定めるところ(「生活保護法第54条の2第5項において準用する同法52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬」(昭和12年4月厚生省告示214号))によること。(生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第52条第2項)

② 介護の内容及び介護の報酬の請求について市長の審査を受け、市長の行う介護の報酬額の決定に従うこと。(生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第53条第2項)

(3) 指導等に従う義務

- ① 被保護者の介護について、市長の行う指導に従うこと。(生活保護法第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条第 2 項)
- ② 介護内容及び介護の報酬請求の適否を調査するため必要があるときは、市長の報告命令に従うこと。
また、市長が職員に当該介護機関に対して行わせる立入り検査に応じること。(生活保護法第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 54 条第 1 項)

(4) 変更等の届出の義務

指定介護機関は、生活保護法施行規則第 14 条及び第 15 条の規定に基づく事由が生じた場合には、所定の用紙により速やかに届出を行うこと。

(5) 標示の義務

指定医療機関等は、生活保護法施行規則第 13 条の規定による標示を、その業務を行う場所の見やすい箇所に掲示すること。(生活保護法施行規則第 13 条)

居宅介護支援計画・要介護認定の変更時には、必ず福祉事務所への連絡をお願いします。

ご不明な点があれば、事前に福祉事務所の担当 CW へ相談をしてください。

※ 指定申請書・変更届書等については岡山市ホームページの次の場所からダウンロードしていただけます。

【様式等ダウンロード場所】

- 岡山市トップページ
 - > 事業者情報
 - > 事業を営んでいる方
 - > 生活保護法指定医療機関・介護機関
 - > 【様式】生活保護法等指定医療機関・介護機関申請書等ダウンロードページ

(アドレス) <https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000032681.html>

指定介護機関介護担当規程

平成 12 年 3 月 31 日 厚生省告示第 191 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条第 1 項の規定により、指定介護機関介護担当規程を次のように定め、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

指定介護機関介護担当規程

（指定介護機関の義務）

第 1 条 指定介護機関は、生活保護法に定めるところによるほか、この規程の定めるところにより、介護を必要とする被保護者（以下「要介護者」という。）の介護を担当しなければならない。

（提供義務）

第 2 条 指定介護機関は、保護の実施機関から要介護者の介護の委託を受けたときは、当該要介護者に対する介護サービスの提供を正当な事由がなく拒んではならない。

（介護券）

第 3 条 指定介護機関は、要介護者に対し介護サービスを提供するに当たっては、当該要介護者について発給された介護券が有効であることを確かめなければならない。

（援助）

第 4 条 指定介護機関は、要介護者に対し自ら適切な介護サービスを提供することが困難であると認めたときは、速やかに、要介護者が所定の手続をすることができるよう当該要介護者に対し必要な援助を与えなければならない。

（証明書等の交付）

第 5 条 指定介護機関は、その介護サービスの提供中の要介護者及び保護の実施機関から生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

（介護記録）

第 6 条 指定介護機関は、要介護者に関する介護記録に、介護保険の例によって介護サービスの提供に関し必要な事項を記載し、これを他の介護記録と区別して整備しなければならない。

（帳簿）

第 7 条 指定介護機関は、介護サービスの提供及び介護の報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から 5 年間保存しなければならない。

（通知）

第 8 条 指定介護機関は、要介護者について次のいずれかに該当する事実のあることを知った場合には、速やかに、意見を付して介護券を発給した保護の実施機関に通知しなければならない。

- 一 要介護者が正当な理由なくして、介護サービスの提供に関する指導に従わないとき。
- 二 要介護者が詐欺その他不正な手段により介護サービスの提供を受け、又は受けようとしたとき。

生活保護法第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 52 条第 2 項の規定による介護の方針及び介護の報酬

平成 12 年 4 月 19 日 厚生省告示第 214 号
最終改正 令和 2 年 8 月 27 日 厚生労働省告示第 302 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 52 条第 2 項の規定に基づき、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 52 条第 2 項の規定による介護の方針及び介護の報酬を次のように定め、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

生活保護法第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 52 条第 2 項の規定による介護の方針及び介護の報酬

- 一 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）第 127 条第 3 項第 3 号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第 145 条第 3 項第 3 号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。
- 二 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）第 136 条第 3 項第 3 号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- 三 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）第 9 条第 3 項第 3 号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- 四 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）第 11 条第 3 項第 3 号に規定する入所者が選定する特別な療養室の提供は、行わない。
- 五 健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号）第 12 条第 3 項第 3 号に規定する入院患者が選定する特別な病室の提供は、行わない。
- 六 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 30 年厚生労働省令第 5 号）第 14 条第 3 項第 3 号に規定する入所者が選定する特別な療養室の提供は、行わない。
- 七 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）第 135 条第 3 項第 3 号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第 190 条第 3 項第 3 号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。
- 八 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 51 条の 3 第 1 項に規定する特定入所者に対しては、同条第 2 項第 1 号に規定する食費の基準費用額又は同項第 2 号に規定する居住費の基準費用額を超える費用を要する食事又は居室の提供は、行わない。
- 九 介護保険法第 51 条の 3 第 5 項に基づき特定入所者介護サービス費の支給があったものとみなされた場合にあっては、同条第 2 項第 1 号に規定する食費の負担限度額又は同項第 2 号に規定する居住費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。
- 十 介護保険法第 61 条の 3 第 1 項に規定する特定入所者に対しては、同条第 2 項第 1 号に規定する食費の基準費用額又は同項第 2 号に規定する滞在費の基準費用額を超える食事又は居室の提供は、行わない。
- 十一 介護保険法第 61 条の 3 第 5 項に基づき特定入所者介護予防サービス費の支給があったものとみなされた場合にあっては、同条第 2 項第 1 号に規定する食費の負担限度額又は同項第 2 号に規定する滞在費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。